

令和9年度に入園する 児童を募集

保育施設の申し込みは「新規で利用する人」「継続利用する人」のどちらにも利用申請が必要です。

●保育所・認定こども園(保育所機能・小規模保育事業所)

【入所要件】次の事由により、保護者などが、子どもの保育を必要とする場合に入所できます。

▼就労(月48時間超)▼妊娠・出産▼保護者の疾病・障がい

▼同居親族などの介護・看護▼災害復旧▼求職活動▼就学・職業訓練▼虐待やDVの恐れがある▼育児休業時の継続利用

【申込方法】次の書類を各総合支所市民課(市民係)に提出してください

▼教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書▼家族状況票▼子どもの健康・発育状況▼就労証明書など必要書類

【申込期間】(4月入所希望)10月15日(木)～30日(金)／午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

※申込期間を過ぎた場合は、二次利用調整の対象となります

【申込書配布】10月1日(木)から各総合支所市民課で配布します。

※現在、保育施設(市外施設、認可外を除く)に入所中の人には、施設から配布します。

【利用調整】保育の必要性や世帯の状況を指数化し、順位の高い人から利用調整します。

結果は令和9年2月上旬に通知予定です。

【その他】4月入所希望は令和8年12月31日までの出産予定者を対象に申し込みを受け付けます。

利用希望日が5月以降の場合は、希望月の3ヵ月前から申し込みできます。



市 公 式 HP「保 育 所・認 定 こ ども 園 等」

●認定こども園(幼稚園機能)

【対象年齢】3～5歳児

【申込方法】10月1日(木)から各施設で配布する申込書などに記入し、必要書類を添付して入園希望施設に提出してください。

申込書は市公式ホームページからダウンロード可能です。

ムページからもダウンロード可能です。

【申込期間】10月15日(木)～30日(金)(土・日曜日を除く)

※各施設で受付時間が異なります。

●共通事項

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子ども保育係)

※保育内容の確認、施設見学を希望する場合は、直接施設に問い合わせください。



市 公 式 HP「認 定 こ ども 園 (幼 稚 園 機 能)」

●幼稚園

【対象年齢】4～5歳児

【申込方法】10月1日(木)から各幼稚園で配布する申込書などに記入し、必要書類を添付して入園希望施設に提出して



令和9年度の登米市振興総合補助金(みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業)の事業要望調査を実施します。希望者は、対象経費や注意事項などを確認の上、申し込みください。

●みやぎの水田農業改革支援事業

麦、大豆、飼料用米などの転作物物の生産拡大に必要な施設や機械を導入する農業者を支援します。

【対象者】営農集団(3戸以上)、農地所有適格法人など

【対象作物】麦、大豆、飼料作物、新規需要米など

【必要書類】規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、作付計画が分かる資料

※既存の機械・施設の更新やトラクター、自脱型コンバイン、トラックなどの汎用的な機械は対象外

●園芸特産重点強化整備事業

みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める重点振興品目(県戦略品目、地域戦略品目)の生産、出荷拡大に必要な施設整備や機械を導入する農業

者を支援します。

【対象者】農業協同組合、農協園芸特産関係部会、農業法人、任意組合(3戸以上)など

【対象品目】イチゴ、キュウリ、トマト、ホウレンソウ、ソラマメ、タマネギ、キャベツ、ネギ類、バレイシヨ、エダマメ、ナス、カボチャ、ニラ、ニンニク、ユキナ、スプレーギク、トルコギキョウ、ストック、鉢もの類、花壇用苗もの類、リンゴ、モモ、ブドウ、シイタケ、ピーマン類

【必要書類】規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、施設位置図

※機械・施設の更新、既存施設の追加導入やトラクター、バックホー、トラックなどの汎用的な機械・設備は対象外

●共通事項

【申込期限】10月9日(金)午後5時必着

※内容は変更になる場合があります。

【申し込み・問い合わせ】産業経済部農政課(農産園芸係)

0220(34)2713

nosei@city.tome.miyagi.jp

園芸特産重点強化整備事業の対象経費など			
事業名	対象経費	補助率	
園芸特産重点強化整備事業	▶栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械▶省エネルギー化機械・装置▶低コスト化機械・装置▶高品質安定生産機械・装置▶農産物被害防止機械・装置▶選別、調整、加工用機械・装置▶その他園芸振興において特に必要な機械・施設など	経費(消費税を除く)の3分の1以内 ※補助金額50万円以上の事業が対象	
※事業終了後3年(果樹の取り組みは5年)を経過した年度を目標年度として、年度ごとに事業実績を報告することが要件です			

みやぎの水田農業改革支援事業の対象経費など			
事業名	対象経費	要件	補助率
共同利用機械・施設整備(転作物)タイプ	▶対象作物の耕運整地用、栽培管理用、収穫用、乾燥・調整用機械など(品質分析機器を含む)▶集団営農用集積出荷施設、乾燥・調節施設など(既存機械の格納庫は除く)※新規需要米を除く	受益面積1畧以上。ただし、対象作物が麦、大豆、飼料作物の場合は、おおむね7畧以上の受益面積	経費(消費税を除く)の3分の1以内 ※補助金額50万円以上の事業が対象
共同利用機械整備(稲態様転作)タイプ	▶稲態様転作の栽培管理用機械▶乾燥・調整用機械など(品質分析機器を含む)▶ホールクロップサイレージ用稲関連機械	受益面積4畧以上	

「もしも」の時に備えて

命とくらしを守る

防災だより

vol.6

自主防災組織の活動紹介

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の考えに基づいて地域住民が自主的に結成し、自発的に防災活動を担う組織で、本市では301組織が結成されています。

豊里町保手町内会では、緊急連絡先一覧や非常持ち出し品の一覧、防災に関する資料をまとめた「防災マニュアル」を作成し、地区内全戸に配布しました。さらに、地域住民が地区内を歩いて危険箇所を確認し、防災マップを作成したほか、地区内防災訓練や女川原子力発電所の視察などを行い、防

災意識の向上を図りながら地域での防災活動に取り組んでいます。また、令和8年度コミュニティ助成事業(地域防災組織育成事業)を活用し、防災資機材(ヘルメット、ラジオ、ランタン、携行缶等)を整備しました。この事業は、自治総合センターが宝くじ受託収入を財源にコミュニティ組織などの健全な発展と社会福祉の向上を目的として実施しています。

自主防災組織の活動などの詳細は問い合わせください。

【問い合わせ】総務部防災危機対策室(防災計画係)
0220(23)7393



令和9年度の放課後児童 クラブ利用児童を募集

ください。配布時間は午後1時30分から5時まで。申込書は市公式ホームページからダウンロード可能です。

【申込期間】10月15日(木)～30日(金)／午後1時30分～5時(土・日曜日を除く)

※幼稚園によって入園条件が異なる場合がありますので、詳しくは、各幼稚園に直接問



市 公 式 HP「市 立 幼 稚 園 に 関 して」

【利用対象児童】市内小学校に在籍し、保護者などが仕事、病気その他の理由で、昼間家庭にいない児童

【児童クラブ開所時間】▼平日

＝放課後～午後6時30分▼長期休業日、土曜、振替休業日＝

午前7時30分～午後6時30分

【開所日】日曜日、祝日、年末年始

【申込方法】申込書などの必要書類に記入の上、各児童館または南方子育てサポートセンターなどに提出してください

【申込期間】10月15日(木)～30日(金)／午前9時～午後6時

【申込書配布】10月1日(木)から各児童館・児童クラブ・南方

子育てサポートセンターで配布。市公式ホームページからもダウンロード可能です。

【利用料】利用区分などに応じた利用料金がかります。

【その他】保護者会への入会と保護者会費の負担があります。

※詳しくは、各児童館などに直接問い合わせください。

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子ども保育係)

0220(58)5562



市 公 式 HP「放 課 後 児 童 ク ラ ブ 利 用 児 童 の 募 集」